

雪下ろし作業の依頼と請負は双方で確認しましょう

雪下ろし作業は、屋根の形状や積雪状況、雪囲いの有無など、様々な条件により、内容が変わります。また、事業者（個人、法人、組合など）によって作業単価の決め方（一日日当、一回請負など）や料金が違います。

トラブルを防ぐため、作業を行う前に、双方で作業内容や料金などを確認しましょう。

【以下の点に注意しましょう】

- ・ 見ず知らずの業者等に勧誘を受けたときは、その場ですぐに依頼せずに、周りに相談してから決めましょう。
- ・ 雪が降る前に屋根の形状を確認しましょう（雪止めの有無など、形状の分からない屋根に上って作業することは大変危険です）。
- ・ 作業前に双方で現場を見たうえで見積書を作ることで「言った、言わない」のトラブルを防ぐことができます。
- ・ 作業中の事故により、家屋の一部やエアコンの室外機などが壊れた場合、誰が修理費用を負担するのかも、見積りの段階で確認しておきましょう。
- ・ 作業単価や作業条件は市で決めていません。見積りの段階でよく話し合しましょう。

【トラブルになったら消費生活センターへご相談ください】

≪横手市消費生活センター≫（横手市役所本庁舎 1 階）

電話番号 0 1 8 2 - 3 2 - 2 9 1 9

相談時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

※上記時間以外は、国民生活センターへ

『消費者ホットライン』電話番号 1 8 8（全国共通）

雪下ろし作業についてのチェックリスト

作業前に、以下の点について確認し、トラブルを防ぎましょう。

【作業内容について】

- 下ろした雪の運搬排雪（やる・やらない）
- ダンプや重機（使う・使わない）
- 窓やエアコン室外機等の養生（やる・やらない）
- 作業人数（〇〇人）
- 作業時間（〇〇時間・半日・一日・数日間）

【料金について】

- 単価の決め方（時間単価・半日単価・一日単価・一回請負）
- 1回の雪下ろしにかかる料金（明細が分かる見積書で確認）
- 料金の支払い時期（事前・事後〇〇日以内）
- 料金の支払い方法（集金・銀行振込・その他）

【損害賠償について】

- 作業中の事故により、窓やエアコン室外機等が破損した場合、修理代金を誰が支払うか
- 作業中の事故により、作業員や周辺にいた人がけがをした場合、治療費等を誰が支払うか

【クーリング・オフについて】

- 見ず知らずの業者からの突然の訪問や電話勧誘により契約してしまった場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、無条件で解約できます（自分から電話した場合は対象外）。

横手市役所 まるごと福祉課 電話：0182-23-5881